

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (国税 25・地方税 27(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
	② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3000 万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31
5	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成29年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、 中小企業経営強化税制として新設 (適用期間平成31年3月末まで) 平成31年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化 を行った上で延長 (適用期間平成33年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために 行う設備投資を対象に追加
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>																												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間(2017～2019年)の平均水準まで、安定的に回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成30年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14,143</td> <td>26,469</td> <td>25,621</td> <td>24,801</td> <td>24,007</td> <td>23,239</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	14,143	26,469	25,621	24,801	24,007	23,239														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
適用件数	14,143	26,469	25,621	24,801	24,007	23,239																									
		② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,457</td> <td>6,224</td> <td>6,025</td> <td>5,832</td> <td>5,645</td> <td>5,465</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	3,457	6,224	6,025	5,832	5,645	5,465														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
適用額	3,457	6,224	6,025	5,832	5,645	5,465																									
		③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>619</td> <td>1,063</td> <td>1,029</td> <td>996</td> <td>964</td> <td>933</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>80</td> <td>137</td> <td>133</td> <td>128</td> <td>124</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>53</td> <td>89</td> <td>86</td> <td>83</td> <td>80</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成30年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	619	1,063	1,029	996	964	933	法人住民税	80	137	133	128	124	120	法人事業税	53	89	86	83	80	78
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
法人税	619	1,063	1,029	996	964	933																									
法人住民税	80	137	133	128	124	120																									
法人事業税	53	89	86	83	80	78																									

		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;">【設備投資額の推移】</p> <p style="text-align: center;">(出所) 「法人企業統計」(財務省)</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成30年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
<p>11</p>	<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に</p>

			<p>適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上となっており(平成 30 年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月